

平成23年9月27日（火曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

平成23年第3回松島町議会定例会会議録(第3号)

出席議員(17名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	(欠番)	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
総務課長	高平功悦君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
副所長兼下水道班長	佐々木功君
教育長	小池満君

教 育 課 長	亀 井 純 君
選挙管理委員会 事務局 長	中 村 寛 君
代表 監 査 委 員	清 野 精 維 君

事務局職員出席者

事務局 長 櫻 井 一 夫 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 3 年 9 月 2 7 日 (火曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 9 1 号 平成 2 2 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 3 議案第 9 2 号 平成 2 2 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 4 議案第 9 3 号 平成 2 2 年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 5 議案第 9 4 号 平成 2 2 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 6 議案第 9 5 号 平成 2 2 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 7 議案第 9 6 号 平成 2 2 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 8 議案第 9 7 号 平成 2 2 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 9 議案第 9 8 号 平成 2 2 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 1 0 議案第 9 9 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 〃 第 1 1 議案第 1 0 0 号 平成 2 2 年度松島町水道事業会計決算認定について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第3回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。-----ほか2名です。

本日の議事日程はお手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、8番高橋幸彦議員、9番尾口慶悦議員を指名します。

日程第 2 議案第 91号 平成22年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 議案第 92号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第 93号 平成22年度松島町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 議案第 94号 平成22年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第 95号 平成22年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第 96号 平成22年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第 97号 平成22年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 議案第 98号 平成22年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第 99号 平成22年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第100号 平成22年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（櫻井公一君） お諮りします。日程第2、議案第91号から日程第11、議案第100号までは、平成22年度各種会計決算に関する議案であり、提案段階で一括議題とすることに決しております。質疑についても一括で行いたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

次に、監査委員による決算審査の報告があります。菅野良雄議員が席を移動しますので、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開します。

日程第2、議案第91号から日程第11、議案第100号までは、既に朗読説明が終わっておりますので、総括質疑に入る前に監査委員による決算審査の報告をいただくこととなります。報告をお願いいたします。清野監査委員。

○代表監査委員（清野精雄君） おはようございます。

では、平成22年度の松島町一般会計・特別会計歳入歳出決算の審査の意見報告を行います。

まず、目次のページをちょっとごらんいただきたいんですが、審査結果の報告につきまして、発表と申しますか、報告の区分をあらかじめ申し上げておきます。

一般会計につきましては清野の方から、2番の特別会計につきましては菅野監査委員から報告いたします。3番の財政に関する調書につきましては、清野がいたします。これには、6番の基金運用状況も含まれます。それから、別冊になるところですが、水道事業会計の決算審査については菅野委員の方から報告いたします。最後になりますが、財政健全化判断比率並びに資金不足比率に関する審査意見の報告は、清野よりさせていただきます。

では、1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、審査の対象でございますが、1)平成22年度松島町一般会計歳入歳出決算、2)が同じく平成22年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、以下八つの特別会計、そして10)に平成22年度財産に関する調書、そして別冊になりますが、水道事業所、そして健全化ということでの審査対象でございました。

審査の方法でございますが、平成23年7月20日から8月9日までの実質8日間、監査委員室

等で行いました。

手続につきましては、審査に際しまして、町長より提出された決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書によりまして、①決算の計数は正確であるか、②予算の執行は適切に行われたか、③財政運営は健全であったか、④収支の証拠書類等は完備しているか、⑤工事の事務手続が適切に行われたか等に主眼を置きまして、詳しく検証するため諸帳簿、諸帳票、出納関係書類、その他証拠書類等の提出を求め検証するとともに、関係者からの説明を求め、また必要と認められた被監査先の現場において実地検証を実施するなど、その実態の把握に努めたところでございます。

審査の結果について申し上げます。予算の執行でございますが、予算の執行については、厳しい財政状況のもと、臨時交付金等を有効に活用しながら、その目的に従って執行されており、適正であると認められました。

施政方針の実効性についてでございますが、平成22年3月の定例会における町長の施政方針に盛り込まれた計画は、大部分が年度内に実施されておりまして、おおむね目標が達成されたと認められました。

一般会計の方でございますが、2ページでございます。決算の規模という中ほどのところに表示がございますが、予算現額は59億1,711万7,000円に對しまして、歳入総額が59億5,303万7,000余円、歳出総額が56億5,475万7,000余円で、予算現額に対する収入率は、100.61%ということになりました。基金に繰り入れ等がありまして、23年度への純繰越額は4,511万9,000余円であるということになりました。

その項目別内訳構成等は、以下のとおりでございますが、審査概要の説明を意見として記載してございますが、通読いただいていることでもあろうかと存じまして、35ページの方にまとめてございますので、そこで詳述したいというふうに思います。

35ページをお開きいただきたいと思います。

35ページに結びがございます。審査概要については、前述しております。なお、総括して意見を付せば次のとおりとなりますということで、まず収入未済と不納欠損についてですが、平成22年度の税込率は、滞納繰越を含め90.3%というふうに落ちております。3月11日発生 の東日本大震災の影響もあり、単年度での未納者が250人とふえております。その中で、10万円以下が242人でございます。

また、不納欠損については、平成22年度は1,200万余円増となっておりますが、法人1社で1,360万円余となりまして、これが特徴的となっております。

22年度の任意売買で100万円ほど納入する予定でしたが、これも大震災の影響で不可能となり、滞納処分の停止を行ったところでございます。町全体で140件、実数で59人との説明であります。震災の影響も出て厳しい徴収状況であるが、時効中断措置をとる等の対応で不納欠損が生じないように望むものであります。

次に、宮城県議会議員選挙の交付金についてであります。

平成23年4月10日執行予定の宮城県議会議員一般選挙につきましては、選挙に要する経費の交付金が、23年3月14日付で町に交付されました。

しかし、3月22日には、大震災の影響で選挙の延期が決定したことから、交付金の取り扱いについて、23年度への繰越明許費として事務処理するように宮城県から指示を受けまして、23年6月10日の議会に報告しているところでございます。

過ぐる21年度にも、松島町として過去5年間の国県への選挙委託金に返還金が生じたことでもありますので、23年度の選挙委託金繰越明許費の事務処理について適正に実施するように望んだところでございます。

それから、予算の流用・予備費の充用についてでございます。

22年度の決算は、予算の流用・予備費の充用が多うございました。21年度決算の結びにおいても求めておりましたが、予備費の充用は常に慎重に対応することが求められます。

また、災害救助費の補正と予備費充用については、大震災が発生したことからやむを得ない措置とも思われますが、応急的経費として多大な金額を補正した上に、予備費からの需用費に923万7,000円を充用し、497万1,562円を不用額というふうにしてございます。災害発生時の予備費充用については、災害規模に応じて総体的に必要な額を把握するよう望まれたところでは。

次に、児童福祉施設費についてです。

工事請負費の予算額がそのまま不用額となっている。22年度に計画した工事は、大震災が発生したことから中止されたものですが、児童公園の遊具の設置や修繕、整備については、安全性を重視した管理計画の策定を行い、早期に発注し、推進をすることが望まれました。

次のページ、36ページでございます。

施設の利用向上についてでございます。

21年度の決算で指摘した施設の利用向上につきましては、催しを各施設に分散する等、職員が積極的に施設利用のきっかけづくりに努めている状況でありましたが、震災後にありましては、変化した需要に応じられるよう、これも見直ししながら対処していくことが望まれます。

災害費寄附金についてでございます。

東北地方太平洋沖地震災害復旧復興寄附金につきましては、82万5,000円の収入となっております。23年度においても多額の寄附金が寄せられると思われまますので、関係課相互のチェック体制を確立して、町の復旧復興費用に充てられるよう留意願いたいということで強く申し入れしました。

まとめといたしまして、会議にしろ事務事業執行にしろ、最後の詰めの部分が、3月11日発生の大地震の影響で、すべて欠けているというふうな状況が現出してしまいました。結局、締めのないままの繰り越し、もしくは不用額扱いとされておりますが、執行当局も職員も災害救助に懸命の時期であったために、万やむを得ないものであったというふうになされたところでございます。

以上、一般会計についての審査結果を申し上げます。以後の特別会計については、菅野監査委員の方から報告いたします。

○議長（櫻井公一君） 菅野監査委員。

○監査委員（菅野良雄君） 続きまして、私菅野の方から特別会計について報告いたします。

（1）国民健康保険特別会計であります。概要につきましては、37ページから41ページに記載しておるとおりであります。お目通し願いたいと思います。

41ページの下段に「結び」として結果をまとめておりますので、41ページをお開き願います。

結び。前年度対比で加入世帯数・被保険者数が減少し、保険税は1,686万3,000余円の減額であります。一方、保険給付費の総額は12億3,918万4,004円となり、前年度対比7,706万8,004円の増額となっております。実質収支は1億3,853万4,004円の黒字となりましたが、単年度収支でも8,923万1,000余円の黒字であります。実質単年度収支は、積立金から1億4,376万7,000円を取り崩し、3,933万9,000余円の赤字となっております。

保険税の収入未済額は、前年度より26万5,000余円増の2億8,403万余円であります。震災の影響により保険税納入が困難になる人が増加すると思われまますので、減免や分割納付など工夫し、収入未済額の減少に努力をするよう望むものであります。

次ページ、42ページをお開きください。

老人保健特別会計です。

歳入、歳出、老人医療費の状況、老人医療費負担金、老人保健特別会計歳入歳出比較表は、表記載のとおりであります。お目通し願います。

次ページをお開きください。

下段の方に「結び」としてまとめております。平成20年3月31日で廃止されておりますが、歳入は21年度の繰越金と過年度の過誤調整に係る医療費の返還金396円であります。また、平成22年度の諸支出金で、平成21年度老人保健交付金返還金と平成20年度老人医療給付費県負担金返還金6万2,535円が償還金として歳出されております。

45ページでございます。

後期高齢者医療特別会計。表は記載のとおりであります。

46ページ、「結び」としてまとめてありますので、46ページをお開き願います。

結びであります。被保険者数は年々増加し、平成23年3月末で2,526人となっております。保険料は、前年度対比1,225万7,000円の増額であります。一方、広域連合納付金も2,129万7,000余円と増額であります。

実質収支は254万8,000余円の黒字であります。実質単年度収支では91万5,000余円の赤字となっております。時効による不納欠損処分は、12名、25万8,000余円ありますが、収入未済額や不納欠損額について、減免または分割納付など工夫し、減少に努力するよう望むものであります。

この不納欠損処分の12名ですが、死亡が7名、それから生活保護等にかわった人が2名等が主なものでございます。

(4) 介護保険特別会計です。各表は記載のとおりであります。

次ページ、48ページに「結び」としてまとめておりますので、報告いたします。48ページをお開きください。

結び。要介護者等認定者実人数は、前年度対比38人の増員で、保険給付の総額で6,804万2,000余円の増額であります。

実質収支は1,610万3,000余円の黒字であります。実質単年度収支は1,689万9,000余円の赤字となっております。

高齢化が進む中で、高齢者や家族が介護や介護予防に関し気軽に相談できる体制づくりにさらなる努力を望むものであります。

次ページ、(5) 介護保険事業特別会計です。これも、各表は記載のとおりであります。

50ページに「結び」としてまとめてありますので、報告いたします。50ページをお開きください。

結び。前年度対比歳入で46万3,000余円、歳出で28万2,000余円の黒字であります。実質収支は33万6,000余円の黒字であり、実質単年度収支で18万1,000余円の黒字となっております。

要支援実人数が増加していることから、要支援状態からの軽減や悪化防止にさらなる努力を望むものであります。

次は、観瀾亭特別会計であります。

51ページです。概要は、51、52、53ページに記載のとおりであります。お目通し願います。

54ページに「結び」としてまとめておりますので、54ページをお開き願います。

結びであります。東日本大震災によって大きな被害を受け、安全確保及び修繕のため、観瀾亭及び福浦橋が営業不可となり、営業収益に影響があったが、実質収支は78万余円の黒字であります。単年度収支は180万8,000余円の赤字であります。積立金2,057万2,000余円により実質単年度収支は1,872万9,000余円の黒字となっております。

55ページをお開き願います。

松島町松島区外区有財産特別会計です。表は記載のとおりであります。お目通し願います。

56ページの「結び」を報告します。

結び。区有財産特別会計のあり方については、各区と協議中であり、財産処理については、震災で中断しているとのことであります。今後とも時間を要すると思われませんが、解決に向け努力していくことを望むものであります。

57ページをお開きください。

下水道事業特別会計です。各表は記載のとおりです。お目通し願います。

62ページをお開き願います。

「結び」を報告いたします。結び。収支状況は、平成21年度の繰上償還が影響し、支出済額合計で3億505万1,000余円の減額であります。歳入済額は町債や国庫補助金等が減額となり、収入済額合計で3億557万1,004円の減額であります。その結果、実質収支で2,246万5,000余円の黒字であり、単年度収支も270万4,000余円の黒字でありました。

水洗化率は、1.2%増え91.8%になっていますが、整備面積は290.9ヘクタール、整備率79.5%、ともに前年度と変わっておりません。今後も計画的な整備を図るよう望むものであります。

以上で特別会計の報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 財産について、清野監査委員。

○代表監査委員（清野精維君） では、財産に関する調書について申し上げます。

63ページをお開きいただきます。

土地及び建物についてですが、増減調につきましては、表のとおりでございまして、下段に

増減の主なものの記載がございます。

一つ、本郷ふれあいセンター建設に伴う用途替えによる財産区分の変更3,595平米がございます。それから、城内土地区画整理組合からの帰属による増加、公衆用道路・水路・公園・雑種地等ですが、2,341平米が増となっております。

建物の決算年度中増減の主なもの。同じく、本郷ふれあいセンターの新築により230平米の増、松島第一小学校プール附属棟の解体によりまして101平米の減となっております。

有価証券につきましては、64ページの表のとおりで、東北電力株143万円等で、年度内の増減等はありません。

それから、3番目、出資による権利でございますが、この表のとおり年度中の増減はございませんでした。

次に、65ページの方に物品の記載がございます。表のとおりですが、乗用自動車2台が減少してございます。

債権でございますが、これは災害援護資金貸付金が287万円減少してございます。

そして、基金の積立基金でございますが、これにつきましては表のとおり一般会計財政調整基金等で3億8,250万円の増となっております。

それから、口の運用基金でございますが、4基金、21万6,000円の増でございますが、これにつきましては、次の薄茶色の仕切り紙の後の方で詳しく述べたいと思います。これも原書を提出しておりますが、1ページの方で審査の対象を4基金とさせていただき、7月20日から8月9日まで、町長より提出された基金運用状況調書によりまして、関係諸帳簿と計数の符号を行うとともに、関係者からの説明を求めて審査したところでございます。

結果につきましては、計数は正確であり、設置の目的に従って運用されていると認められました。

内容につきましては、2ページの方で土地開発基金が2億5,300万余円、表に記載のとおりです。本年度の増減額は52万8,793円、利子等ですが、ということで、基金の移動はない。

そして、基金の運用の状況についてですが、現金の方、運用全然なく、現金も土地の移動も運用もなかったというふうな状況です。

基金の繰出状況も増減はなしと、土地の増減内訳もゼロということでございました。

次に、3ページの方に育英事業基金がございますが、平成22年度の新規貸し付けは1件でございました。

運用状況、利用者の状況、年度中の増に大学生1人、そして減が大学生2人ということで、

年度末の数は1件となっております。

それから、高額療養費貸付基金でございますが、(1)のとおり基金の状況、増減はなしということで500万円でございます。それから、基金運用の状況でございますが、運用では、年間利用者が1名ということでございました。

それから、4ページに特別導入事業基金がございます。基金の状況では、31万8,450円の減になってございます。運用については、貸付金はゼロ円でございます、牛の貸付もゼロ頭でございます。

4基金の結びでございますが、各基金は、条例に基づき適切に運用されていると認められました。

引き続き、水道事業会計決算の方について菅野委員の方から報告を行います。

○議長（櫻井公一君） 菅野監査委員。

○監査委員（菅野良雄君） 続きまして、水道事業会計決算意見書の報告をいたします。

1ページをお開きください。

審査の概要であります。

1. 審査の対象は、平成22年度松島町水道事業会計決算であります。
2. 審査の期間は、平成23年6月22日から6月29日までです。
3. 審査の場所は、監査委員室ほかであります。
4. 審査の方法は、審査に付された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計証書、証拠書類との照合等のほか、必要と認めるその他の方法により審査を行いました。また、経営内容の把握と計数から見た経済性の発揮及び公共性の確保を主眼に審査を行ったものです。

審査の結果について。事業の経営と予算の執行については、適正かつ効率的に行われ、決算報告書及び財務諸表並びに決算附属書類も法規に定められた様式により、会計諸規則にのっとり作成され、適正に処理されているものと認められました。

その細部事項の梗概及び意見は、次のとおりであります。

事業の概要です。(1)給水配水の状況ですが、平成20年度末における給水の状況を見るに、給水人口で193人の減、給水戸数で2戸の減となっております。また、総配水量は218万9,716立方メートル、年間有収水量196万8,245立方メートルで、前年度に比し、総配水量で2万4,124立方メートルの増、有収水量3,380立方メートルの増となっておりますが、有収率は89.89%で前年度比0.84ポイントの減となっております。

2 ページ、第 1 表は、記載のとおりであります。お目通し願います。

(2) 経営成績であります。

(イ) 収益的収入及び支出であります。収入について見ると、予算総額 6 億 2,978 万 3,000 円に対し、決算額は 6 億 3,822 万 4,000 余円で、予算額に比し 844 万 1,000 余円の増となっております。支出については、予算総額 5 億 8,481 万 8,000 円に対し、決算額は 5 億 5,522 万 6,000 余円で、執行率は 94.94% となっております。支出総額を前年度と比較してみると、水道事業費用では 3,747 万 8,000 余円の減となっております。これは、県広域水道の受水費の値下げと企業債の繰上償還によって支払利息の減少したことによるためであります。

決算の結果は、損益計算書に示すとおり、当年度純利益は 7,818 万 8,000 余円となり、前年度純利益 5,860 万 1,004 円に比し、1,958 万 6,004 円の増となっております。

第 2 表は、記載のとおりであります。

4 ページ、第 2 表、②は記載のとおりであります。お目通し願います。

第 3 表、未収金額であります。平成 22 年度の調定額は 5 億 9,619 万 5,910 円に対し、収入額は 5 億 7,299 万 3,160 円でありまして、未収入額は 2,320 万 2,750 円となり、未納件数では 1,118 件となります。3 月の震災によって納付の延長なども影響したものと考えられます。

次ページをお開きください。

過年度の未収金額は、記載表のとおりでございます。

次ページもお目通し願います。

7 ページをお開きください。

(ロ) 資本的収入及び支出であります。収入額が 98 万 5,000 余円に対し、資本的支出額に不足する額 1 億 1,509 万 1,000 余円は、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金取り崩し額及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんされております。

第 4 表の①、②は、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

8 ページであります。

建設改良の状況であります。本年度も漏水対策及び安定給水を図るため、配水管の布設がえを初めとした配水管等の継続的整備などにより、有収率の向上対策等を講じております。

消費税及び地方消費税につきましては、本年度の課税売上に係る仮受消費税は 3,027 万 3,000 余円、仮払消費税 2,289 万 9,000 余円であります。本年度分消費税及び地方消費税納付額は 737 万 3,600 円となっております。

利益剰余金です。これは、水道事業会計決算書、9 ページ、10 ページの貸借対照表に記載さ

れておりますが、利益剰余金合計額で本年度は前年度に比し6,057万余円の増額となっておりますが、これは減債積立金の増加によるものであります。

負債であります。負債にあっては、固定負債は972万5,000余円の減であり、流動負債は1,483万4,000余円の増となっております。

資本です。資本金にあっては、借入資本金（企業債）が減少し、自己資本金は減債積立金取り崩し額相当額が増加しておるものでございます。

9ページをお開きください。

第5表、比較貸借対照表は記載のとおりであります。お目通し願います。

下段に参りまして経営の分析であります。平成22年度の損益計算書並びに事業収入、事業費用に関する調書等により分析してみると、事業収益については、主に給水収益が減となっております。これは、水道料金の値下げに伴う減収と定期預金利子収入が減少したことによるものでございます。

事業費用においては、前年度比較で3,817万3,085円減となっております。これは、県広域水道の受水費の値下げと企業債の繰上償還により支払利息が減少したことによるものでございます。その結果、前年度比33.42%増の純利益7,818万8,602円が生じております。今後も、経営の合理化、効率化には一層の努力が望まれるところでございます。

10ページをお開きください。

供給単価と給水原価は、記載のとおりであります。お目通し願います。

11ページをお開きください。

平成22年度松島町水道事業会計決算審査における所見は次のとおりであります。

1. 水道事業の実施・財政の状況です。

本年度の水道事業については、平成22年4月から、改定率3.45%で実施された水道料金の値下げが特徴として位置づけされますが、実勢を見ると年間総配水量が2万4,124立方メートル増の218万9,716立方メートルで、年間有収水量が3,380立方メートル増の196万8,245立方メートルとなっております。有収水量の増の要因は、夏場の猛暑等によるものであります。

事業収益については、水道料金の値下げに伴う給水収益の減少と利子収入の減少により、対前年比1,858万6,328円減の6億795万2,080円となっており、事業費用については、企業債の繰上償還の実績と県広域水道受水費の値下げにより、対前年比3,817万3,085円減少の5億2,976万3,478円となっております。これにより、当年度純利益は、対前年度比1,958万6,750円増加の7,818万8,602円となっております。

そして、その純利益は、平成23年3月11日に発生した未曾有の大震災による料金収入の減少による平成23年度の経営の悪化に対応する措置として、平成22年度の剰余金処分計算書では、当年度未処分利益剰余金7,818万8,602円を法定積立金、20分の1、5%として、391万円を減債積立金とし、残りの7,427万8,602円を翌年度繰越剰余金としております。

2、安定供給のための建設改良工事であります。

建設改良工事については、舗装復旧工事で6,374平方メートルの1,901万2,350円、配水管布設がえ工事5本で944.7メートル、二子屋浄水場高圧動力設備更新工事3,067万2,600円、松島海岸配水池屋根補修工事1,576万1,550円等総額9,687万2,316円で順次進められ、執行率は96.86%になっております。

なお、22年度事業の施設整備計画策定業務委託が、初原高架水槽の工法検討などに時間を要するため全額繰り越しましたが、早い対応が望まれるところであります。

3、水道災害復旧費と修繕引当金の推移についてであります。

水道施設の災害復旧経費については、修繕引当金を充当して早急な対応を行ってまいりました。被災箇所は、給配水管124カ所、浄水施設5カ所であり、災害復旧経費は2,085万2,092円で、消費税抜きの1,985万9,140円を取り崩して実施されてまいりました。

このことにより、修繕引当金は、平成21年度末に1億84万8,368円の残高は、平成22年度の修繕費より1,013万3,826円の支出で、引当金の増額も実施され、平成23年3月末には9,112万3,054円となっております。ちょっとわかりにくいかもしれませんが、要は、1億84万8,368円の引当金がありましたけれども、災害復旧費に1,985万9,140円を取り崩してあります。一方で22年度の水道事業費用の修繕費がございましたけれども、その修繕費の執行残1,013万3,826円を引当金に充てたので、22年度3月の決算時の引当金の残高は9,112万3,054円となっているということでございます。修繕引当金については、修繕費支出の年度間の平準化を図り、災害時等での多額の支出が単年度の収益的収支の悪化を避けるためのものであり、今回の災害時には有効に活用されたものと理解するものでございます。

被災箇所の修理は、平成23年4月以降も続くとのことでありまして、修繕引当金の有効な活用で早期の復旧を望むものであります。

4、固定資産台帳の整理について。

定期監査において申し入れた資産台帳の整理をした結果、高城字町東ほかの旧水道事業所の建物2棟、318万6,200円、工具・器具及び備品の整理で162万2,582円、合わせて480万8,782円の除却漏れが判明してあります。今後も、資産管理台帳を定期的を確認の上、固定審査税

の管理に努めることを望むものでございます。

5、水道事業剰余金処分については、1の財政状況と重複するところもございますが、報告いたします。

22年度未処分利益剰余金は7,818万8,602円でありました。利益の処分の方法としては、地方公営企業法第32条第1項に定められ法定積立金及び任意の積立金があります。法定積立金としては、減債積立金であります。一方、任意の積立金としては、特定目的のための積立金であり、建設改良積立金などがこれに当たります。22年度の利益剰余金処分は、391万円を減債基金に積み立てて、残金7,427万8,602円を翌年度繰越剰余金として処分されております。その理由としては、東日本大震災によって水道料金の4月分については、前年度同月水量の2分の1として計算、5月分は全額使用料免除、さらに全壊判定とされた方々に対する4月分全額免除等があり、減収が見込まれることがあるためでございます。

平成22年度の剰余金の処分は、一つの方法としては理解できるものでありますが、今後の剰余金処分の方法としては、そのような赤字補てんに備える処分も検討すべきものと考えられます。

また、従来の減債積立金も、繰上償還などにより残高が減少していることもあり、老朽化施設更新に対応する建設改良積立金の増額も検討すべきものと考えられるところでございます。

6、災害復旧計画についてであります。

平成23年3月11日発生の大震災によって、水道施設の損傷は予想を超えるものでありました。しかしながら、二子屋浄水場からの送水は、漏水はあったものの、予想以上に早い段階で復旧し、町内一部に供給することができ、重要な拠点施設であります。

しかし、二子屋浄水場の施設や左坂給水タンク等の老朽化が進んでいること、さらに初原高架水槽の維持など、今後の災害復旧計画については、施設整備計画策定業務と兼ね合わせて、人口減なども勘案し、整備推進を図ることが望まれるところであります。

所見は以上でございます。次ページからは、決算資料ですので、お目通し願います。

以上で水道事業会計決算審査の報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） それでは、清野監査委員、財政健全化判断比率等をお願いいたします。

○代表監査委員（清野精維君） それでは、平成22年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査背景についてご報告いたします。

別冊のこの紙をごらんいただきます。ページ数が記載されてございませんが、3枚目をごらんください。平成22年度普通会計財政健全化審査意見書となっております。

審査の概要についてですが、この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したところでございます。

審査の方法は、平成23年7月29日、第二委員会室をお借りして実施いたしました。審査に際し、関係者からの説明を求めて実施したところでございます。

審査の結果でございますが、総合意見として、審査に付されました下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。表がでございます。実質赤字比率、20年度、21年度、22年度は「－」なしということで、早期健全化基準15.0%、それから②の方は連結の実質赤字比率、20、21、22年度は、なし、なし、なしで表示され、早期健全化基準では20.0%、実質公債費比率は20年度14.1%、21年度13.8%、22年度12.4%。そして、早期健全化基準が25.0%というふうに表示されました。将来負担比率については、20年度が95.7%、21年度が84.0%、22年度が60.1%で早期健全化基準は350.0%というふうになりました。①と②につきましては、実質赤字額は連結実質赤字がない場合は「－」なしで記載されてございます。これは県への報告の表示と同様でございます。

個別の意見として、①の実質赤字比率については、平成22年度の実質赤字比率は早期健全化基準の19%を下回って黒字となっております。それから、連結実質赤字比率につきましては、平成22年度の連結実質赤字比率は、早期健全化基準の20%を下回っています。③が実質公債費比率でございますが、12.4%となっております、前年度比で1.4ポイントの減、早期健全化基準の25%を下回っているところです。④将来負担比率につきましては、60.1%となっております、前年度比で23.9ポイントの減、早期健全化基準の350%を下回っているということでございます。

次のページに是正改善を要する事項を記載しておりますが、おおむね健全のうちに推移しているものと認められました。

それから、観瀾亭の特別会計経営健全化審査意見を次のページで記載してございます。

審査の概要でございますが、同じく、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。7月29日、第一委員会室で関係者からの説明を求め実施したところでございます。

総合意見につきましては、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認め

られました。

記としまして、資金不足比率、平成20年度なし、21年度、22年度もなし。経営健全化基準は20.0%であるというふうに認められました。

それから、次のページ、下水道事業特別会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の概要につきましては、この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したところでございます。23年7月29日に、第二委員会室で関係者からの説明を求めて実施したところでございます。

結果でございますが、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認められました。

資金不足比率、平成20年度、21年度、22年度、なし、なし、なしで、経営健全化基準は20.0%でございました。

それから、最後になりますが、22年度の水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。

審査の概要は、経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施し、7月29日に第二委員会室をお借りして、審査に際し、関係者からの説明を求めて実施したところでございます。

総合意見につきましては、審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、膨大な資料でしたが、いずれも適正に作成されており、資金不足は生じていないものと認められました。

表のとおり、資金不足比率、平成20年度なし、21年度もなし、22年度なしで経営健全化基準は20.0%でございました。

以上、財政健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査意見を報告いたします。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大変ご苦労さまでした。監査委員の決算報告が終わりました。

これから総括質疑に入るわけでありましてけれども、ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

それでは、再開を11時15分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

監査委員の決算報告が終わりましたので、各種決算について総括質疑に入ります。

質疑をなさる方は、質問席に登壇の上、質問を願います。質問を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 質問の前に、大橋町長2期目、大変な成績で町長になられましたこと、まずお喜びを申し上げたいと思います。

さらに、きょうは監査委員さん、大変な短い期間で立派な監査をしていただきましたこと、厚く御礼を申し上げさせていただきます。

さて、総括質疑であります。町長は、平成22年度の予算編成に当たって、政治目標として、地方自治体には少子高齢化や低成長社会、行政改革、そういうふうなものの潮流の中で、これまでになかった多岐にわたる住民ニーズへのきめ細かな対応が求められていると、こういうふうにおっしゃっているわけであり。そうした時代にあつて、行政と住民が知恵を出し合い、実践と検証を繰り返しながら、地域の特性を生かした独自のまちづくりを進める必要があります。行政として施策の選択と効率的な執行が必要になってくると、こういうふうな認識を示されているわけであり。そのために何をどうしようと考えているのか。去年も当初予算の総括質問で聞いたわけであり。余り明解な回答がなかったと、こういうふうにおっしゃっているわけであり。

町長の施政方針で示された事務事業については、予算の執行した結果、どのような成果を上げたかを示す成果報告書が決算書であると、こう私は思っているわけであり。議会は、それらをもとに、監査委員が適正に執行されたと、こう言っているわけであり。行政効果や経済効果を測定して、住民にかわって行政効果を評価をする、極めて重要な意味があると、こういうふうには私は再認識をして、次の質問をさせていただきたいと、こう思うわけであり。

まず、町長は、行政改革を言っているわけであり。将来世代に負担を先送りしないためにも、効率的な行財政運営を徹底して、将来に希望を持ち、安心して暮らせる松島の実現のために全力を尽くすと、こういうふうにおっしゃっているわけであり。この決算書で、その全力を上げた結果は、具体的にどんなものが効果として出てきたのか、具体的な事例で町長、お話をいただきたい、こう思うわけであり。まず、第1番であります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 成果説明書の中で、るる多項目にわたって記載してございますので、一つ一つということはなかなか言いづらいところではありますけれども、例えば地上デジタル化に対する対応とか、あとはまた景観行政に対する取り組みとか、また財政ということであれば、事業をした上で、かついわゆる借金の返済等しておりますし、また貯金の増加というようなこともあるというあたりが、大きくかいつまんで申せば取り組みだったのかなというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、改革というのは、改めて革新をすると、こういうふうなことですよ。デジタル化というのは、デジタル今しなければならぬからやって、そういうふうなものは行財政改革ではないのではないかと思うわけであります。

さらに、去年でおやめになった専門官がいるわけでありますが、こういうふうなものに対して、町長就任から4年間、専門官で使ったわけですよ。その集大成を出させたんですか、出してどういうふうに評価をしたんですか、その辺が行政改革だと思うんですよ。1年前は企画に専門官を置いて、1年間は使った。その成果も私は質問しているわけでありますが、実質成果として出ていないわけですよ。出ていなと私は思っているわけでありますが、町長は、それらをどう評価をして、どういうふうな結果にさせたのかお聞きをしたいわけであります。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 専門官を置いた理由、当然ありますので、そういった仕事をしていただきました。企画であれば企画のさまざまな調査等についてアドバイスをいただき、それを円滑に進めてきたというようなことがあるわけでございます。トータルに述べますれば、その1年間の業務がいかにうまくいったのかというあたりが評価の基準になるとは思いますが、必ずしも新しい事業を起こして、それを一つにまとめたというものだけが成果というふうには言えないと思っています。全般にわたりまして、専門官にはいろいろご活躍いただいたわけですが、その成果として、しっかり形に見えるものが、例えば新しいシステムとしてできる場合もありますし、またこれまでのシステムをいかに効率的に行ってきたのかというようなこともありますので、その辺は総合的に判断いただければと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） やめていくときまで、私も一緒に調査をしたりなんざりで、おつき合いをしたわけでありますが、成果を出してもそれを活用されないと、こういうふうに言ってや

めていったわけでありませう。

そして、その成果を、町長が言うように行政に活用したんだというから、どこを活用したのかと。1年かかって仕事しているんですよ、それも4年間やったんです。4年間やった成果が全然使われないと、使われなわけです。私も一般質問しているわけですよ、専門官をこういうふうに使って成果を出したのは、町長そいつをどうするんだと。その成果もないわけでしょう。だから、極めて、比較的行財政運営を徹底してやっていくというふうな割合には、そういうふうなものをしない、むだが多かったのではないかと私は思っているわけですよ。専門官になれば700万円や800万円取るわけですよ、1年間に。その人が、ただ窓際族のようにして、遊んでいるというは大変失礼なんでありませうが、そういうふうなことをして、やめていったわけですよ。だから、その仕事をどう引き継いで、どういうふうにやられたのか。町長は、こういうふうなもので徹底してやっていくと、こう言っているわけでありませうが、そういうふうなものが徹底されたのかどうかということになりますと、極めて私は疑問だと思いうわけでありませうが、それはどうなのか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 例えば企画の面で申しますれば、民間委託の推進とかということが大きな課題にあったわけですけれども、それについては、運動公園の民間委託等についても実施しておりますので、形にはなっているわけでございます。

また、組織改革、例えば課の改廃、各課ですな、あとは外部公所の改廃、リニューアル等については、検討はしたものの、ある程度、議会等にお話しした中でうまくいかなかった部分を検討したところがありますけれども、それはまだまだ形としてできるにはちょっと時間がかかるといったこともございます。

また、職員の評価等に関してのお話もあるかとは思いますが、それにつきましても、評価の方式については、検討したものの、形として出るにはちょっと時間がかかるといったものもありますので、必ずしも単年度・単年度で実績が出るというようなものではないわけでございますので、その辺は今後もチェックしていただければと思いうます。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、時間がかかると。確かに時間がかかると思いうます。

ただ、この事務をだれに引き継いで、今やっているのかどうかというの。全くやらないで投げしまったらば、時間がかかると、何年たっても時間がかかるとして、これは引き継ぎをして、そしてその成果を次の世代に持っていくと、こういうふうな努力が必要だと思

うんですよ。企画にいたのに、民間委託……、民間委託でない、なにをしたというけれども、そういうふうなことをしていないですよ、あの専門官は。行政改革をやるので、その仕事はしていないと言っているんですよ。だから、そうしたものをただ置いて、行財政改革を私は徹底してやりますよというふうなことにはならないのではないかと。これ以上はいいですが、言葉に施政方針でうたったら、それを確実に実行すると、こういうふうなのが町長のなにかと思うんです。町長、絶対優勢で当選したのも、そういうふうなものを実際にやるんだらうと、こういう期待もあって、私は投票された方が多いのではないかと思うわけです。何もしないで、4年間したらその成果も出さないで、次の人もいない。次の人いないでしょう。3月に予算のときに聞いたときも、そういうふうなことはない、こう言っているわけですから、だからその辺は言葉だけでなしにやっていただきたい、これは住民の期待だと思うんですよ。これは、こんなところでやめますが。

それから、財政改革と町長は言っているわけでありますが、財政改革というものを町長わかっているのかどうかと私は疑問なわけです。財政改革の本当に指示をしたのかと。給与の適正化とか、物件費の節減とか、事務事業の合理化とか、租税の増徴計画とか、滞納整理の方法とか、歳入の徴収成績向上計画とか、そういうふうなものを財政改革だと思うんですよ。そして、それによって、改革したらこのぐらい出てきましたと、成果出なければならぬんですよ。それが財政改革だと思うのでありますが、具体的に、それらについても全く触れていない。だから、決算で町長の提案理由を見ましても、全く触れていない。予算のときには格好いいことが出てきた、決算では何もないと、こういうことでありますから、それらはどういうふうな改革の指示をされたのか。22年度でありますから、どういうふうな改革の指示をされたのかをお聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 物事を進めるときには、いろいろなやり方があると思っております。一つ、例えば徴収率を上げるために全力をかけてやるんだというふうな、徴収率だけに的を絞ってやるやり方もありますし、また、もっと広い範囲を見ながら、全体での収支を見て、各大きな事業ごとに一つ一つの収支を見ながら、それをどのぐらいの収入でどのぐらいの支出でというふうなことから、トータルに財政事情を改善するというふうなやり方があると思えます。

私は、的を絞るやり方も、一つのやり方としてはあり得るとは思いますがけれども、全体を見て、そういう中で総体でもって操作をしていくと、そういう方が効果があると思っております。

すので、予算を立てる際に、それは各セクションと財政とのやりとりがあって、そこに町長も入ってやるわけですが、その中で全体を見ながら費用対効果、それから順番づけというものを合理的にすることで総合的に財政全体を改革すると、よりよくしていくというような方法をとらせていただいていると私自身は理解しております。そういうことで、最終的にトータルに財政の健全化を果たしていくということで、今回、監査委員の方からもご報告あったと思いますけれども、各指数が年ごとに改善していくというような状況を出させたのかなというふうに私は理解しております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、改革というのは、先ほども言ったんだけど、脱常識なんですよ、常識を外さなければ改革はできないんですよ。そして、改革は痛みを伴うんですよ。

町長のところは、今の職員たちは、「ああ、町長何も言わないからうんといいい」って言うんですよ。施政方針で行財政改革といたら、改革は痛みが伴うんですよ。みんなおれがやったんだと。何が改革をやったんですか、全体的に。私は、だからその全体、改革というのはそういうものなんだと言っているんですよ。いいですか、全体的に予算のときに査定して指示したからって、予算は歳入がなければ歳出できないから、当然査定するの当たり前ですよ。そのときに、こういうものはこういうふうな改革をしていきたいと、こういうことを指示するのであれば改革だと思うんです。

一つの例を申し上げますと、私、町民福祉課の窓口で高額療養のときに行ったんですよ。そして、持っていきましたら、領収書が1枚足りませんよと、1カ月の領収書ですね。1カ月の領収書が足りませんよと、だから持ってきてくださいと、こういうふうな話なんです。そして、持っていきました。そうしたら、計算して、わかりましたと、こういうふうなことなんです。こいつどうするんですかと窓口で聞いたんです。このままダンボールに入れておくんですよ。そういうふうなことがあるんですよ。だから、一つ一つ、改革というのは、一例を私申し上げたわけではありますが、使われないんですよ。わざわざ住民、私は近くだからいいんですが、遠くの人、領収書もう1枚足りないから持ってきなさいって、遠くからタクシーなんか使ったら大変なんですよ、労力から金銭的なものから。そういうふうなものが使われないで、そのままされているわけです。そういうふうなものをするのが改革だと、私は思っているわけです。

民間はうんと改革が進むけれども、行政は改革が進まない、こういうふうに使われているんですよ。どこかの町の民間企業が、本気になって改革をしたと、こういうことでこの間テ

レビにのったの私1回ここで言ったのかもしれませんが、行政がそこに視察に行っていると。1回視察に行くと、職員の人件費からなにかから計算して2,000円取ると、1人からですね。10人行けば2万円取ると。こうしているのだそうでありますが、そういうふうなところもあるんですよ。

だから、改革というのは、痛みが伴って大変な、言葉では言っても難しいことだと思うのですが、そういうふうなものを本気になってやると。これが行財政の改革だと思うのですが、いかんせん成果からは出てこない、予算差し引いて出しているだけでありますから。

細かいところについては、特別委員会があるので特別委員会でお聞きしますが、もう一つの例をいきますと、町長は目を通しているのかどうかというようなことまで私は疑問に思うわけですが、予備費からの充用して、そして予算残額を出している。予備費から充用した以上に予算残額がある。こんなことも、職員たちは何をしているのかなと私は思うわけです。予備費からというのは、その予算科目になくなったから予備費から充用するんですよ。そして、予備費から充用して、充用した額以上に決算で余っていると、こういう科目もあるんですよ、町長。決算書を見てもらって、いってあったからいいんだでないんですよ。だから、そういうものまで含めて、町長は改革を本気になってやるのであれば、やってほしいと、こういうふうなことを申し上げておきたいと思うわけがあります。

それから、環境保全についてお聞きをしたいわけがあります。松島町が取り組むものは、むだを省き、エネルギーの消費を必要最小限にとどめることだと考えると、こういうふうに町長はおっしゃっているわけがあります。そして、一般廃棄物の3R、発生の抑制、再使用、再利用を進める運動をさらに取り組み、住民の廃棄物抑制の意識改革を推進しますと、こういうふうに町長は言っているわけがあります。

それで、何も変わらないんですよ、ごみ捨て場に行って見てもなにでも。あとは、衛生組合の役員にも指示しているのかどうか分かりませんが、その衛生組合の役員に聞いたって変わらないんですよ。これは、何を3Rの削減、抑制に努めたんですか。町長は、どういうふうな指示をしているのかと、私は極めて疑問なんです。町長の指示が徹底していないのではないかと、決算で申し上げるんですから。あらゆるもので徹底していないのではないかと。宮城東部衛生処理組合の事業計画、年次計画、基本計画あるわけがあります。その中には、間違いあった文書がそのまま入っているだけなんです。間違いあった文書そのまま入っている。

ところが、宮城東部というのには、廃棄物を持って行って処理までするための費用を事務組合に委託をしているわけでありますから。そのときに、そういうふうなものには町長は言っているのかどうかと。

そして、予算も去年よりも減額になっていると。主要成果にも、意識改革に取り組んだあとが見えないと。黙っていても生活のごみは減っていくと。今減っていているんですよ、ずっと見ていきますと、生活ごみは。こういうふうな状況にあるわけであります。

そういうふうなことからいきますと、町長、こうやって大きな目標を定めて、私は生活系の一般廃棄物の抑制をやりますよと、こういうのなら、衛生組合だりなんだりの役員だりなんだり集めて、そして我々はこういうようなことをやっていきますよと。細かい内容までは町長はわからないにしろ、そういうふうなもので、あなたは指示をして、そしてその結果を見ると。これが町長の仕事だと思うんですよ。これがない、こういうふうに思うわけでありますが、やりましたと、こういうのであれば、その実績をお示しいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ごみの問題については、大事な問題だということは、これはこれまでも私も申しているところでございます。

ごみの量について、今、尾口議員お話がありましたけれども、何もしないで減っていているんだと、お前は何もしていないのではないかというふうなお話でございませけれども、これについては、日々の取り組みの中でその努力をしているからこそ減っているというところもあるわけでございます。

また、これは町民の方々が、ごみの問題についても大変重要な問題だというふうにお考えいただいて、ごみの量が減っているということもあるわけでございます。何もしないということでは決してないというふうに私は思っております。

また、役場内の環境に対する負荷を下げるといようなことでは、役場内でも電気をなるべく小まめに消すとか、紙を有効に資源に回すとかというふうな取り扱いもしておりますので、そういったことでも取り組みをさせてはいただいております。

衛生組合の方々に対して町長がじかにお話しをするという機会は、確かにこれまでなかったのかなと思っておりますので、その辺をご指摘を受けまして、今後取り組んでいきたいなというふうには思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長は、施政方針でやりますと、こう言っているわけでありますから。

私は、仙台市にも行って、前にも言ったんですが、仙台市に行ってその担当から聞いてきたんです。我々の日常生活ごみは、水分を切っただけで20%ぐらい減ると言っているんですよ。目方でありますから。数量は目方でありますから、その水を切っただけで20%ぐらい減ると。だから、生活ごみは20%水を切らせることも一番大切なんだよと、こういうふうに言われてきて、私ら議会でも成果として1回出したことがあるのでありますが、そういうふうなことを町長は、あそごさ行って見て来いと、こごさ行ってして来いというふうなことまでして、そして、施政方針でおれ述べたんだから、結果として出さなければならないよと、こういうようなことがなければならぬのではないかと。成果には何も出ていない、そういうふうなものは。今言ったようなことで、成果には何も出ていないと。何もやっていないって、職員が毎日365日働くわけでありますから、稼いでいるのはわかるわけです。そういうふうな目標を定めたものについて、何もやっていないという意味なんですよ。行政改革も環境保全についても、そういうふうなことで目標を定めて、我々に公言をしたやつでその成果が出ていないということを私は申し上げて、何もしていないという表現をしているわけではありますが、そういうふうなことだと思っているわけであります。

そんなようなことで、掲げた目標は、成果として出すと、単年度収支でありますから。そして、ことしできなかつたら、ことしはこういうようなことをやったけれども、できなかつたと、だからこれは来年やりますと、こういうふうなことを掲げるのが、町長施政方針でないんですか。ただ美辞麗句を並べて、そして見てけると、おれこういうなのやるんだぞって、結果のときは何も出さないと。こういうふうなことでは、おかしいのではないかと、こう思って質問しているわけであります。

三つ目であります、公共交通についてです。仙石線松島海岸駅の整備について、東日本旅客鉄道株式会社との協議を引き続き早目に、早期に実現できるように努めてまいりますと、こういうふうにも言っているんですよ。議会には、余り進んでいないと、こういうふうな話だったのでありますが、3月11日のなにかからいきまして、今は東日本もそんなところではないと思うわけではありますが、町長、あきらめるのも早いのではないかと。本気になってやるのであれば、だめだといっても、何がだめなのかと、どこがだめなのかということまで追求していった協議をすると、こういうふうな姿勢が必要なのではないかとと思うわけです。だめだからしないんだと、あきらめるのが町長は早過ぎるような気がしているわけです。だから、そういうふうなことからいって、どこが問題になっているのか。ただ15億円がだめなんだよと言った、それなら14億円でいいのかというようなことだあってあるわけでしょう。だか

ら、そういうことは、どこまで、どういうふうに町長は進めようとしているのか、そういうことも見えてこないんです。私は、そういうふうなことで、町長が本気になって推進しているとは思わない、この件についてもですね。こういうふうに思っているわけではありますが、いかがなものですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本気になって進めております。簡単にこういうふうにお答えすると、本気ではないのではないかとお考えになるかと思えますけれども、これはJ R相手の交渉事でございます、金額が絡む話でございますので、場合によってタイミングを見計らいながら、押さば引け、引かば押せというふうな、そういうことが必要なわけでございます。ある程度タイミングなり時間なりということもあります。ですから、私としては、最終的にはお金の話になってくるのかなというふうなことを見据えながら、相手方の出方といいますか、J Rの中での全体での東日本の位置というのがありますから、ほかの駅でやっていないのに松島だけどうなんだという話があるというふうな話も聞いておりますので、その辺のJ R内での考え方の推移、タイミング見計らい、そしてまた、こちらとしてどのぐらい費用負担するかというふうなことも、ある程度手持ちとして持っておきながら、タイミングを見て動いていくというつもりでございますので、全然あきらめているわけではございませんので、その辺は誤解のないようお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） だから、町長は、金のことになるのではないかと。なるのではないかではなく、金のことなのかどうかという、まずね。でなければ何なんだというふうなところまでいって、こういうふうなことだと、ここまで詰めてきたんだけど、こうなんだと、だからどうすればいいんだというふうなことで議会にも協議があれば、かなりいろいろなことを考えておられる方もいるので、進むのではないかと、こういうふう思うわけです。んでねべがな、あっちでそう思ってんでねべがなと、これだけでは、私は行政のトップとしての話ではないような気がするわけでありまして。それらも、町長は一生懸命やると、実現できるように努めると、こういうふうに言ったわけでありまして、本当に努めたのかどうかというようなことは疑問であると、こういうふうに申し上げておきます。

それから、次であります、企業誘致であります。宮城県と連携し、松島ブランド力及び地域資源を生かした環境に優しい企業の誘致を目指してまいります、こういうふうに言っているわけでありまして、そういうふうな企業なりなんなりが松島に来れるような環境をつくっ

たのかどうかというようなことが一つあるわけです。何もしないで手ぶらで「松島さ来てけさいん、あの辺に土地あるし」と。これだけでは、企業なんか来ませんよ、今。だから、前にも言いましたが、町は土地を提供しますよとか、大きな企業であればそういうふうな利益、メリットのあるものにしなければならない、初期投資を極力抑えると、企業は今。大変厳しい時期でありますから、初期投資を抑えると。ジャスコでさえにも、今土地は買わないんですよ、初期投資を抑えるため。そして皆借地ですよ、そうしてやっているんですよ。だから、企業は、初期投資を、セントラル自動車みたいなのは別だと思うのでありますが、ほかの企業は初期投資を抑えるために買わないんですよ。そうしたときに、んだら松島をどうするかと、本気になって町長がやるのだすれば企業誘致をどうしていくのかと、こういうことについて積極的な町長の考え方を職員に示して、そして企業誘致を働きかけるべきだと思うのでありますが、そういうお考えがあつて、やられたのかどうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） ジャスコが土地を買わないでというのは、ジャスコの基本的な戦略で、これは今始まった話ではございません。当初からそういうふうに行っております。

また、セントラル自動車等について、今、黒川郡の国道4号沿いにいろいろ立地しておりますけれども、これも尾口議員おっしゃるように随分前に初期投資をしておられるところを、単価を安く取得しているというような経過があると。これはご存じかと思えます。

それで、尾口議員のおっしゃる趣旨としては、町として誘致のための投資が必要なのではないかというふうなご意見かと思えます。私も、理想的には、その意見に同意するものですが、ただ、これはある程度企業が立地するというような企業の方のマインドといいますか、企業の方の考え方とある程度すり合わない、事前にやっても、例えば工業団地の造成等なんかであれば、不良資産としてしばらく残るといったようなことは、いっぱい例があるわけなので、そこのところはそういうリスクは余り犯さないように、まず松島町としては市街化区域の中でどうなのかと。また、あとは仙塩広域都市計画の中に移行するとき、一般保留をとっておりますので、一般保留の部分でどうなのかというような話からまず入っていき、かつその企業さんとの話し合いをしていくというような順番かなと思っておりますので、そういった考え方で進めております。

ただ、22年度におきましては、企業回りという点では、私自身も少なかったのかなというふうに思っております、もう少し戦略をきっちり立ててやるということにしたい。22年度もそういうふうには思っていたんですけども、なかなか事柄がうまく進まなかったという

のは事実でございますので、その辺を踏まえて、今度震災後の企業誘致については、計画を立てて取り組んでいきたいというふうには思っているところです。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、そういうふうに言うんですが、基本的には、町がビジョンを持って、そして企業に来てけると、こういうふうな体制をとらなければ、あそこだらいいんですけどもなでは、企業は来ませんよ、町長。町長の考え方では、松島に企業は来ないと思います。

そして、さらに、幸いなことに、まだやめないと思うのでありますが、宮城県産業技術総合センターの所長さんをしていられる方が、町長の後輩でしょう。産学官の連携事業をあそこでやっているんですよ。それで、そこらにも積極的に働きかけがないと、こういうふうに言っているんですよ、あそこにも。だから、本人はどうだかわかりませんが、所長さんがどうだかわからないんですが、その課に行って聞くと、そういうふうには言っているんですよ。ほかの町は一生懸命になって来ていると、松島町はそいつが薄いよねと、こういうふうなことなんです。1回ぐらい頭下げて名刺持ってただけで、企業なんか来ませんよ。お百度参りして、ようやく物にすると、こういうふうなことだと思っておりますが、そういうことがない。町長ならば、電話一つかけてやっていいんでないですか、町長の東北大の後輩でありますし。だから、何とかひとつそういうような企業を紹介してけるでもいいべし、こんなことが町長、出るのではないかと私は思っているんですよ。必ずしも同じ大学出たから、すぐに電話かけていいというようなことではないと思うのでありますが、あちらも一つのポジションがあるわけありますから、これはあると思うのでありますが、知事さんと直結でしょう、あそこは、産学官のなにで。だから、東北大なり学院大なりと企業をつなぐ役目をしているのがあそこなんです。そういうふうなことを積極的にやられるべきなのではないかと、こういうふうな文言を出して、町長は、おら一生懸命やるんだよと、こう手を挙げているわけありますから、その割合には積極さがありません。これは、成果についても、当然何もなしから、成果も書けない。こういうふうなことだと思っておりますが、その辺についてもひとつ町長、挙げたらやると、やれなかったら、こういうふうなことでやれないと、だからここまで来たよと、こういうふうなことがあるべきなのではないかなと、こう思うわけあります。

次に行きます。人口対策であります。

全国的な傾向と言え、本町だけでなしに東北、仙台やなんかは別にして、中小都市、市町

村は、どんどんどんどん人口が減ってきていると。だから、提示は大変難しいと。私も難しいと思います。町長が、ことしになってから示された案でいきますと、何ぼかそういうふうな考え方が出てきたのかなと。町長選挙があるからかなと思ってみたりしたのでありますが、いずれにしても町長は、そういうふうな方針を打ち出して、そして若干なりとも進むんだろうなど、こう思って期待をしながらいるわけでありまして。

第二分科会の意見でも、調査の結果が出ているわけでありまして、ここでも書いているんです。定住アドバイザーをお願いしながら、就業、観光、不動産、交通、生活関連サービスなどの関連する各分野との連携を図り、定住促進に関する各種施策の検討を行い、定住促進を図ると、こういうふうに言っているわけです。だから、そういうふうな企業間ですね、こういうものの連携会議を持たれたのかどうか。個々におれはこいつやっているんだと。個々にやってもだめなのがあるわけですよ。ただ単に住宅団地をつくれればいいという、今売れるというような状況でないわけです。そうすると、こういうふうな関係者が一つになって、そしていろいろな考え方があつて、そいつを一つにまとめて団地なりなんなりをつくっていくと。こうしなければ住宅なんかから張りつかないんです、今、余るわけでありましてから。

だから、そういうふうなことをしたところは売れているんですよ。町長は、この人口対策について、そういうふうなところまでしたのかどうか。まず、これは決算で私は申し上げるわけでありましてから、したのかどうか、お聞きをしたいわけでありまして。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） この人口対策については、私は議会の中でお話し出したのは、しばらく前かと思っております。今回に限った話ではなくて。それで、町長になる以前から、松島町の人口が減っているというようなことについては意識しておりましたので、これは一つの大きな課題であると思つて、町長に就任して仕事をやらせていただいております。

それで、人口をふやすにはどうするかということで、一つは、人口を入れる升といいますか、住宅地の整備がこれは必要であると。また、それはつくっても、今、尾口議員おっしゃったように売れるかどうかというふうなところが問題なわけですし、それだけではだめなので、松島の魅力を増す。イメージもそうですし、また福祉や教育、医療関係、それもあわせながら、両方使つていきながらだんだんといい結果を、正のスパイラルといいますか、そういうものをつくっていくということが大事かなと思つておまして、毎年毎年目標を持ってやっていると。それで、これまでのところは、ある程度住民の方々のご意見、若い方々のご意見とかお聞きしたりとか、あとは若干、系統的というまでではないんですが、個別的に企業

なりなんなりとお話しをしていくとかという作業をしてきたわけです。あわせて、都市計画の中での位置づけなりなんなりも考えてきたと。

それで、ちょっとこれまでのところを正確にチェックしていただけると、毎年毎年そのための作業を着実に重ねてきたことは、ご理解いただけるのではないかなと思いますが、何せ、きょうやって明日というふうな話ではありませんので、これはしっかりと一つ一つ積み重ねていくという作業が必要かなと思っております。

今回、震災もありました。また、今選挙のお話も出ましたけれども、そういう中で、これまでからもう一つ、ワンステップ上がった計画なり作業なりを進めていくという考えでもって、この前、委員会の中でもお話しさせていただきました。あれに従って作業を進めていきたい。

また、お話のように、成果的なところがやはりちょっと見えないというご意見も多々お聞きしますので、その辺については、組織的にもう少しやっていきたい。

企業誘致などにつきましても、先ほどお話ができました個人個人の中ではお話しはしているのですが、組織としてももう少ししっかりした、足腰のしっかりした誘致なり作業をしていく必要があると思っておりますので、今後、きょう以降といいますか、ことしの下半期にかかってですけれども、このところで、これまで以上にワンステップアップした動きをしていけると思っておりますので、その辺のところは見ていただきたいなど。そしてまた、ぐあいの悪いところがあれば、ご指摘いただければと思います。

○議長（櫻井公一君）　ここで尾口議員にお願いであります。昼食になりましたので、ここで昼食休憩をとりたいと思います。再質疑を午後1時としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩をとります。

再開を1時といたします。

午後0時01分　休　憩

午後1時00分　再　開

○議長（櫻井公一君）　会議を再開します。

休憩前に引き続き、尾口慶悦議員の総括質疑を受けます。尾口議員。

○9番（尾口慶悦君）　午前中に引き続きまして、質問させていただきます。

人口増加対策であります。町で去年パンフレットをつくったわけですが、あいつは町勢要覧みたいなものなんです。町長。あいつで人口はふえませんよ。本気になって物事

を考えるのであれば、ほかとの違いを出さなければだめなんですよ。福祉はこうだとか、医療はこうだとか、ほかの町はこうなんだけれども、おらほはこのくらい医療が充実しているよとか。しているものがないから、ああいうものになったんだと思うのでありますが、だからそういうふうなものを充実させながら、定住構想というのは立てていかなければならない。就業の機会がないと、それから福祉・医療、これらの対策が完全でなければ人はふえてこないですよ、何ぼつくったって。それから、ショッピングが容易にできるどころと。だから、役場の職員だって結婚するとほかの町へ逃げて行くんすべ。だから、それらを見ても、町は魅力ある町だと言いかねる町なんですよ。町長の部下が、結婚すると隣の町に行って生活しているわけですから。だから、その人たちの声も聞いてみるとか、そういうふうなことまでしていかなければ、から騒ぎに騒いでいるなら騒がない方がいいんです。だから、騒いだらばやると。それは、医療も充実する。今、どうだかわかりませんが、休日急患のなにも町の病院で上がってこないでしょう。だから、できないと思っているんだよ、みんなは。だから、そういうふうなことでやっても、新聞に載ってこないということになると、松島は子供の医療問題だめだの、きのうの第二委員会のなにを見たと思うのでありますが、やはり小児科の充実とか、そういうものを行政側で少しぐらい費用もかけてもいいから、そういうようなものにして充実したよと、だからほかと違うんだよと、安心して来なさいと。幼保の一元化もやりますよとか、そういうものをしていかないと、行政の町勢要覧のようなパンフレットをつくって、「ああ、格好いいなあ」と。格好いいなあで終わってしまうんです、あいつ。だから、あいつで松島町の住民になる人が出るなんていったらば、もってのほかだと思っているんです。

だから、そういうふうなものも少し考えて、大変だと思うんですよ、行政がそこまでやるということになれば大変だと思う。だから、定住化というのは難しい問題だと私も思っているわけですが、町長は定住化するんだと、そしてアドバイザーも来てもらうんだと。金かけているわけですから、その成果を出していかなければならない、こういうふうに思うわけがあります。

ひとつ、そういうふうなことで、去年のやつはできなかつた、こういうようなことだと思っておりますが、平成23年度、町長から提案されたのを期待をしながら、来年またここで総括質問をすることになると思うので、そういう成果を出してほしいと、こういうふうな要望をしておきます。

それから、観光であります。町長の施策の目玉として、コミュニティ、観光、防災、これを

掲げているわけでありますが、滞在型観光地づくりが課題だと、こういうふうに言っているわけです。そして、国際化に向けた観光地づくり、地産地消と観光の連携をより強化する観光施策を検討していくと。まだ検討だから、実際にならなくても、おれは検討したんだぞと、こういうふうに言うかと思うのでありますが、地産地消は全国なんですよ。どごさ行っても地産地消だって。私も何回も、このごろ旅行させてもらったんですが、個人ですよ、どごさ行っても地産地消なんです。書かれているのを見ると、どのパンフレットにも地産地消なんです。だから、それはわかるんですが、本気になって地産地消を進めるのかどうかという、これも一つ大きな問題だと思うのでありますが。

そして、主要事業の成果では、本町の観光資源を生かし、積極的に誘客宣伝事業を行うとともに、受け入れ態勢の一環として観光施設の整備を図ったと。観光施設の整備は、何ですか、トイレですか。それから、観光宣伝事業として、松島観光協会、日本三景協議会、県の観光連盟、観光客の誘致及び受け入れ態勢の充実と。日本三景連絡協議会なんていうのは、私も直接行ったことはないのですが、町長ら1年に1回行って総会しているだけでしょう、ではないんですか。誘客宣伝のための施策を、あそこのところで練って、そしてお客さんやりとりしましょうと、天の橋立と宮島とやりとりしましょうということでお客さんが来るような連携、受け入れ態勢の充実を図ったということはあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 三景協議会では、1年に1遍持ち回りで会議を開くわけですが、会議を開いただけではなくて、その場その場でイベントを開催して、例えばこの前ですと野球を軸にして、そこで観客の方々に大きなビジョンで流すとか、あと観光関連グッズをお配りするとかというようなこともやっておりますし、またホームページ、共通のホームページでもって紹介をするというようなこともやっております。

また、これは必ずしも常時やっているわけではないんですが、お互いのパンフレットなりを持ち寄りまして、例えば海の日、日本三景の日には皆様に配っているとか、そういったことをやっておりますので、ただ単に形骸的に、形骸的といいますか、事務的に年間1回の会議をやっているというだけではございませんので、その辺ご理解いただきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 町長、イベントをやると、こういうふうなことでありますが、日本三景のイベント、去年もことしも私行っているんですよ。イベントというのは、盛り上げが大切なんですよ。盛り上がらなければイベントなんか、あんなもの意味ないんです、一日で終わり

ですから。いいですか、あの舞台を組んで、いすを並べて、役場の職員何人行きました、あそこに。去年もことしも、それから観光協会の会員も、わあっとなるくらい来ていましたか。いすも見ないで、きょう副会長さん来ているけれども、協会の副会長さんぐらいだ、あそこにいて一生懸命になってなにしてたの。来ないんですよ。イベントただやって、私やりました、やりましたと言っているんだ。だから、協会員も町も挙げて日本三景でイベントやるんだと、だから盛り上げてけると、こういうふうな町長は指示をしなければならないんですよ。観光協会のところも、町長は総合調整権を持っているわけでありますから、公的団体のね。だから、町長はできるわけですよ。

そして、そういうふうなことをやらなければならないのに、盛り上げが全くないと。補助金やっているからやっているんだと私は思ってきたんですよ。去年のもことしも。あそこに日曜日になればお客さんが来ているから、舞台があれば何かやっているんだなど、こう思って、そばには来ますよ。だけれども、そういうふうなことが徹底していないのではないかと。私は、観光だけでなく、イベントのときはそう思っているんですよ。まつの市だって、役場の職員が何人来ているかと町長は思っているか、見ているかなんだかわからないけれども、あそこさだって行かないんですよ、役場の職員。強制でないから行かなくてもいいんだと思うのでありますが、ただ行ってもらっただけでも効果があると思う。「ああ、盛り上がりあるなあ、おれも行ってみたいなあ」と。これが宣伝なんだと思うんですよ。そういうふうな盛り上げりに欠けているのに、あそごさ行ってはっぴ着て、ごあいさつしたから、おれやったんだと。これでは町長、本気になった観光の行政ではないのではないかと、こう私は思うのでありますが、町長はあれを見て、うんといがったと、こう思っていますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） まず、日本三景のイベントというのは、今言った海の日日本三景の日のイベントだけではなくて、三景協議会としてのイベントが別途ありまして、それに、例えばそういうときに野球観戦とかというふうなものをやっているということ、一つ、イベントとしてはそういったものもありますので、それも持ち回りでやっていますけれども、今度橋立に行ってしまったので、松島が担当のときには、ぜひ今度はいらしていただければと思います。

日本三景の日のイベントでございます。こちらについては、結果としてなかなかお客さんが集まってきていないという状況が間々あると。なかなかこのところが、イベントを打つ側としては難しいところがございますので、そのところをできるだけ努力しながら、集まっ

ていただくような仕組みを考えていくというのは、これはお説のとおりかと思います。

役場の職員の参加につきましては、その他も含めまして、声がけをしてやっているところでございます。全員というわけにはいかないのですが、少なくとも管理職については、そういったものに参加するというような趣旨でやっておりますけれども、なかなか行ったときに目立っていないということであれば、今後、もう少し気を入れてやっていくというふうなことでやっていきたいなと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 役場の職員だけで、現職だけで156人からいるわけでしょう。それにアルバイト100何人いますから、200何人いるんですよ。だから、その人たちの中で100人も来てもらったら、あそこはうんと盛り上がり、「ああ、日本三景の日が大したものだ」と、「日本三景というのはこうなのか」と、こうなると思うんですよ。まばらで、出した椅子も空いていて、そして日本三景の日もないと思うんですよ。

昔は、宮島に松島から観光団を送ってやって、あちらからももらって、町同士で協議をして、そういうようなことをしたとか、そういうのが現実にあるんですよ。それまでしていたんですよ。今何もしないで、日本三景の日を持ち回りで、また来年あっちさ行くにいいなでは、行政経費のむだだと私は思うのでありますが、昔は、毎年1回ずつ行っていたので、それはなにだと思ふのでありますが。

そんなようなことがあって、盛り上げていって、あと、今は盛り上がりがないと。海の盆についてなんでも、あそこに行ってみると、みんなで松島を盛り上げようとする意気込みが感じられない、私は。行って見てね。そういうふうなことでありますから、町長は本気になってこういうふうなことをやると、こういうことであれば、まだまだやらなければならないのがあってはないかと、こう思うわけでありまして。

それから、町長、滞在型観光、こう言っているわけでありまして、滞在型観光に向けた取り組みで忘れてはならないのは、松島温泉だと思ふんですよ。町長も認めているわけでしょう。松島温泉が出てから、温泉の旅館、ホテルには、お客さんがうんとふえたよと、こういうふうに言っているわけでしょう。決算の成果の説明に、温泉というのは一言も出ていないんです。だから、そういうのも町長は見て、そして職員が書けないのであれば、ここを足せと、こういうふうなものも必要なのではないか。そして、松島温泉を売り出すべきだと思ふんですよ。松島に温泉出たんだよ、ことしで何年になるんだよと、どんどんどんどんお客さんがふえているんだよと、こういうふうなことを日本三景に行って発信したらいいんじゃないです

か。発信しているんですか、これは。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 松島の温泉につきましては、事あるごとに情報発信ということでやっておりますので、しっかりと見ていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） それから、ここにもあるのでありますが、松島町震災復興基本方針の中にもあるのでありますが、町長は平泉と気仙沼とか6市5町のトップセールス、そういうことを書いているんですが、そういうようなことは、平泉はこの間来たのと、こうあるんですが、ここらとですね、私、平日に平泉に行ったんですが、本当に中尊寺なんか歩かれないくらいなんです、平日で。松島は閑古鳥が鳴いていた日に。そういうふうなところと一緒にあって、本気になってですよ、これは松島町だけでもだめなんだと思うんです。観光業者そのものも含めて、観光協会も含めて、していかなければならないと思うのでありますが、そういうふうなところと連携をする。トップセールスするというのは、そういうのだと思うんですよ。職員よこしてやるから、今度そういうふうななにをエージェントなりなんだりと含めて、そういうふうなルートをつくりましょうやと提案をする、そういうのがトップセールスだと思うんです。ただあそこさ行って、平泉町さ行って頭を下げてきたからトップセールスではないと思うんですよ。だから、そういうふうなものを積極的にやらなければ観光客はふえないのではないかと。

特に、震災を国民は嫌っているわけでありますから、町長はしないといった放射能の測定も、議会のなにでするようになったわけでありますが、ここにも影響があるんだと思うんですよ。それなのに、そういうふうななにがなされていないのではないかと思うわけでありますが、そういうふうな連携は十分になされているのか。

それから、きのうもらった伊達なにというのに、四寺巡礼ですか、四つのお寺のなにが出ているわけでありますが、あれなんかは積極的に松島として売り込んでいくべきなんだと思うんですよ、大きくね。あいつは一般の人たちなんかわからないと思うんですよ。だから、そういうふうなものを積極的に売り込む、これが観光だと思うんですよ。脱常識です。常識を逸脱して初めて改革になるんですよ。きのう見たの、私、脱常識というの、テレビでね。常識を脱しなければ改革というのはできないんだと、こういうことを言っていましたので、そういうふうなつもりで町長は臨んでいただかないと、美辞麗句を並べて、当初施政方針に挙げたのが決算には何も出てこない。しないから書かれないんだべけれどもね。そういう

ふうになってしまうのではないかと。そこで、そういうふうなのをやりましたかと。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 観光関係については、四寺回廊についても、伊達な観光、広域観光圏についても、それから平泉、松島との連携についても、議員おっしゃるぐらいのことはやっているんですけども、ただ、問題は、それが議員、なかなかわからないよと、やっていないんでないのと言っているあたりに、そのギャップが問題なのかなというふうに私も思っております。

それで、いろいろなパンフレット、ポスターをつくって、事あるごとにそういったイベントとかもやっているんですが、認知度がいま一つだということは、これからの出発点の反省の一つとして持っていきながら、今後の観光施策を進めていきたいなというふうに思っております。

また、改革と常識のお話でございますが、常識に外れていればすべて改革かということではないのでありまして、これはちょっと失礼になるかもしれませんが、改革の中には、大きな改革として常識にすぎっていたのでだめだという点かなと、いうことをおっしゃっているのかなというふうに理解させていただきます。改革をする上では、常識のところから改革するものもあるし、また常識を外れて、常識にとらわれていてはできない改革もあると、両面あるということでございますので、常に前進松島ということでございますので、前進するように頑張っていきたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） 私も、脱改革というのは、必ずしも全部脱常識ではない、わかりますよ。ただ、越えなければならないものがあるということで、私は脱常識と申し上げたんです。そういうふうなことをご理解をいただきたい。

それから、最後、まだまだあるんですが、時間も皆さんあるので、街路事業であります。都市計画街路事業根廻磯崎線、これは去年から、私は賛成した方の一人であります。賛成、反対は別にして街路事業、去年から始まったと。始まるのに、5年ぐらいのスパンで県に報告するわけでしょう。県に、来年はなにしますよ、再来年はどうしますよと。これが議会に全然示されない。これは、第二委員会で都市計画街路根廻磯崎線についてと、こういうふうなことでいろいろなことが書いてあるわけで、期待するのもありますし、見通しが立っていないと、財政負担が重くなるのではないかと、早い時期に議会に示すべきではないかと、こういうふうに言っているわけですが、これは町長、読みましたか、去年の予算ですよ。

予算の、第二委員会の報告ですよ。これは、議長のところから町長に行っていると思うのでありますが、こういうふうに出しているんですよ。それなのに、1年かかっても何も出てこない。その5年間のスパンなら5年間のスパンでどこまで行くんだと、こういうふうなものも示さなければならぬのではないかと。それは、決算にも何も、町長の決算についての報告には出てこない。これはどうなんですか。今までずっと五つばかり言ってきたやつ、みんな決算で出ていないんですが、これも出ていないんですよ。だから私は、主たる、町長は施政方針で示したものが何もしないと、こういうような言い方をした。全部何もしないとやっているのではないの。施政方針に示して、おれはこれやりますよと手を挙げてやったやつが、結果として示されていない。だから、何もしないと、こう申し上げているので、これはどういうふうな成果になりましたか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 都市計画道路街路事業でございますけれども、これは昨年度再開するに当たりまして、スケジュール、それから各年度の事業費割についてご説明申し上げたわけでございます。それに従って、そのスケジュールどおりやっていると、特に大きな変更がないということでございますので、特段のご報告はさせていただいておりません。

また、決算の方でちょっとまだ最終的に確認といいますか、今、担当課長が答えますけれども、22年度でやるべきことについては、やっているはずでございますので、その辺は誤解のなきようお願いしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） そうしますと、この災害があってもスケジュールどおりに進むと、こういうふうに、これは22年度の決算で23年度のことを言ってもおかしいのでありますが、進むと、こういうふうに理解していいのですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、大橋町長。

○町長（大橋健男君） 今度の災害につきましては、これまでの事業と災害関連の事業との仕分けなり調整なりが必要でございますので、それについては、最終的にはまだ済んでおりませんので、もしくはその中で事業計画の変更等発生する、都市計画事業だけではないと思っておりますけれども、そういったものについては、とりまとめてご説明をしたいと思っております。

○議長（櫻井公一君） 尾口議員。

○9番（尾口慶悦君） じゃあこれで終わりにしますが、町長、やはり施政方針に示したのについては、さらに議会のこうやって委員会の調査結果が出て、そしてこういうふうなことをこ

うしてほしいと、ほしいでなく、こうすべきだと、こういうふうな意見があるのについては、したとかしないとか、さらに町長が施政方針で述べたやつは、ここまでやりましたよと、これはやれませんでしたよというふうなことは明確に示してほしいと、こういうふうに要望して終わりにしたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員の総括質疑が終わりました。他に質疑を受けます。ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声がありますが、よろしいですか。なしの声あり、質疑なしと認めます。

以上で平成22年度各種会計決算に関する総括質疑が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第91号から議案第100号につきましては、議長を除く16人の委員で構成する平成22年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、議案第91号から議案第100号につきましては、議長を除く16人の委員で構成する平成22年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

それでは、直ちに決算審査特別委員会を開くことになるわけですが、特別委員長が選任されるまでの間、委員会条例の規定によりまして、年長者であります尾口慶悦議員にその職務を執行していただきます。よろしくお願いいたします。

ここで休憩とします。

午後1時27分 休 憩

午後1時35分 再 開

○議長（櫻井公一君） 本会議を再開します。

平成22年度決算審査特別委員会の委員長に高橋利典議員、副委員長に後藤良郎議員が選任されました。

お諮りします。特別委員会による付託事件の審査のため、9月28日から10月5日までの8日間を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、9月28日から10月5日までの8日間を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

再開は、10月6日、特別委員会終了後です。

ご苦労さまでした。

午後1時36分 散 会